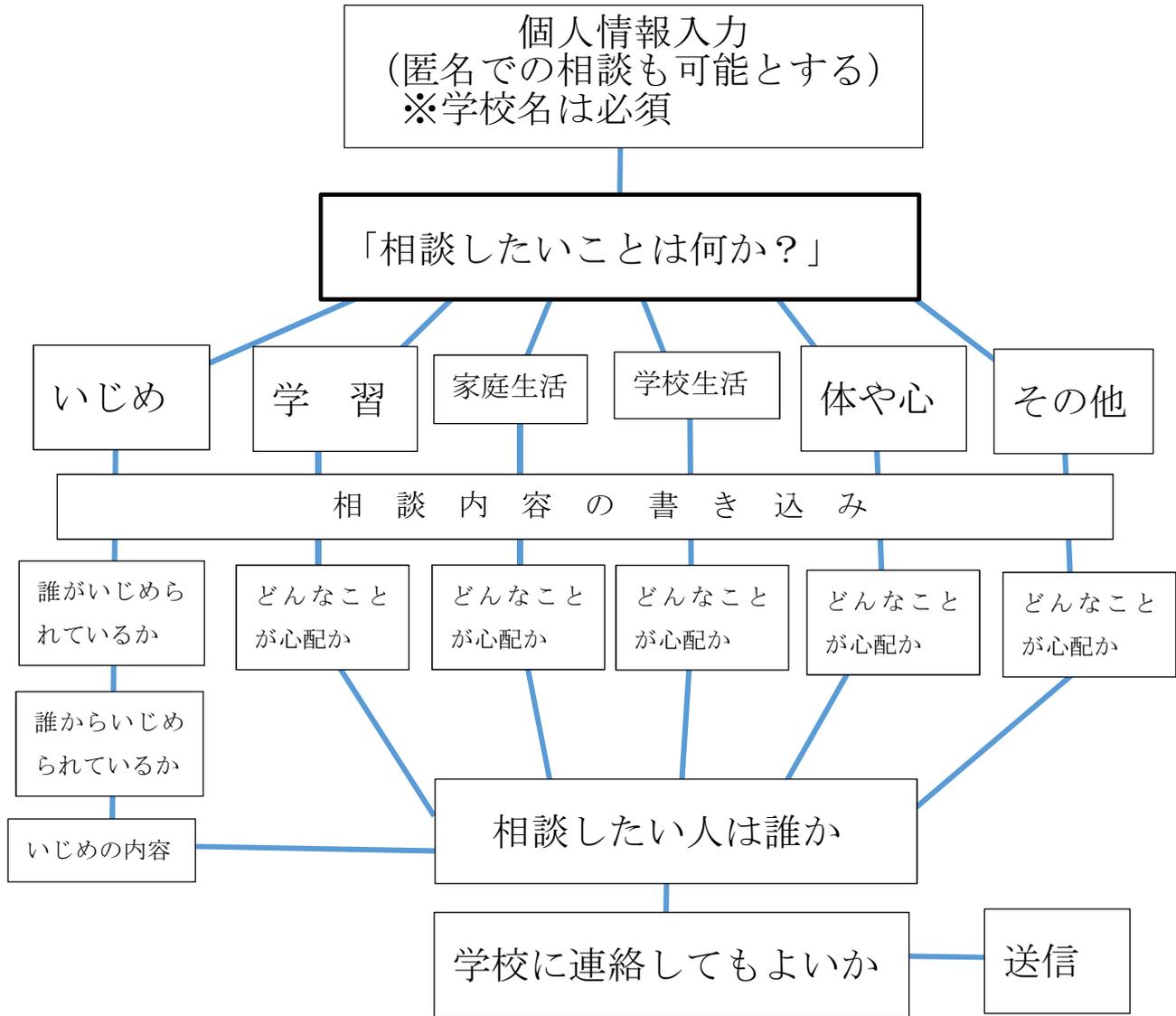
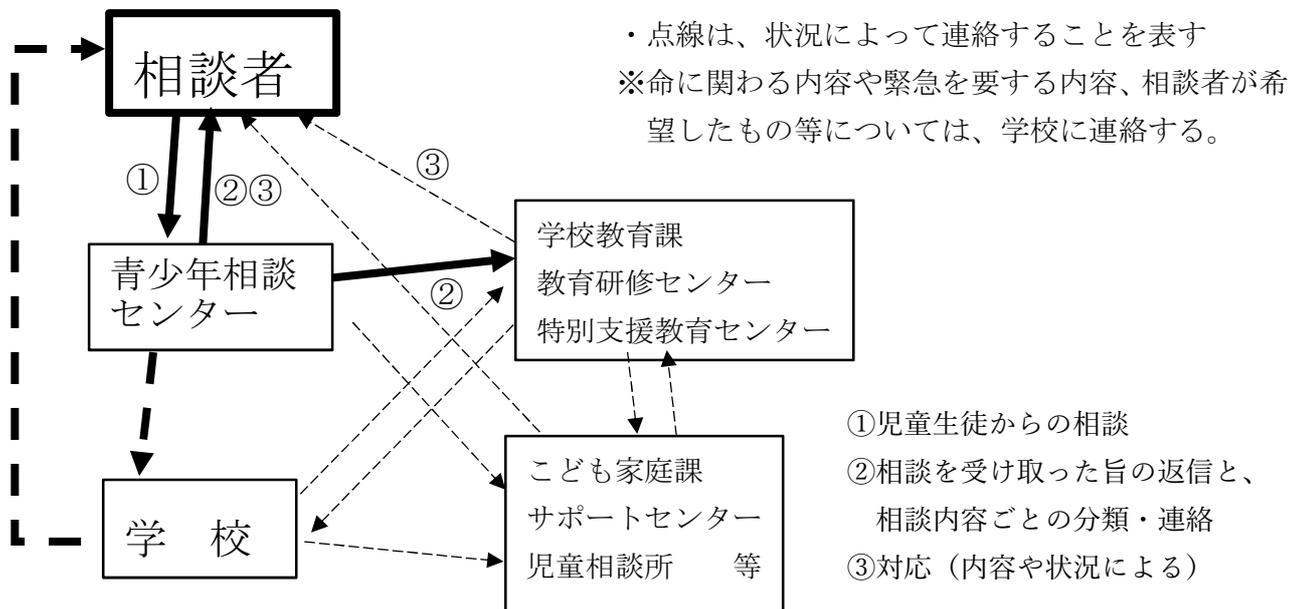


デジタル相談内容フロー図



相談業務の流れ (イメージ)



相談の流れ

相談者

1. タブレット端末を開き、画面上にある悩み相談アイコンをクリックする。
2. 学校名、学年を選択する。氏名は無記名でもかまわない。
3. 相談内容を選択する。①「いじめについて」、②「学習の悩み」、③「家庭生活の悩み」、④「学校生活の悩み」、⑤「体や心の心配」、⑥「その他」
4. 具体的な悩み相談を記入する。(選択、記述)
5. 相談相手を選択する。①担任、②担任以外の先生、③専門機関の職員、④話を聞いてもらうだけでよい、⑤親に聞いてほしい、⑥その他
6. 送信

相談の対応

1. 青少年相談センターが相談内容を確認し、相談を受け取った旨の返信をする。内容や相談者の希望等により、学校教育課、教育研修センター・特別支援教育センター(富士市教育プラザ内)、学校が対応する。
2. 相談内容によっては、こども家庭課への連絡、児童相談所への通報も有りうるので学校と相談の上、関係部署へ情報提供する。(または、学校から児童相談所に通報する)

こども家庭課 児童相談所 富士警察署サポートセンターとの連携

1. ヤングケアラーや虐待、その他家庭における悩み等で、事実関係が明らかになった事案に対して、行政の立場から相談者やその家族、学校をサポートする。

※相談内容によっては、学校、行政機関等が継続的に、悩みの軽減、解消に向けてサポートに取り組む。